

原 議 保 存 期 間 1 0 年  
(平成29年12月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警 視 庁 交 通 部 長 殿

各 道 府 県 警 察 本 部 長

警察庁丁規発第19号、丁交指発第11号

平成19年2月6日

警察庁交通局交通規制課長

警察庁交通局交通指導課長

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについては、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて(平成19年2月6日付け警察庁丙規発第5号、丙交指発第5号。以下「局長通達」という。))により、その基本的な考え方が示されたところであるが、これに伴う留意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 駐車規制からの除外措置の在り方の見直し

##### (1) 駐車規制からの除外措置の対象となる車両の例

局長通達の記1(1)アからウまでに示された車両の例は、次のとおりである。

ア 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもののうち、

(ア) 当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの

(例) 緊急用務に使用中の緊急自動車、災害対策基本法に規定する災害応急対策に使用中の車両、秘匿捜査に使用中の車両等

(イ)(ア)に掲げる車両の用務の客体であって、これと一体であると認めべきもの。

(例) 警察車両が随伴する車両、警察活動に伴い停止を求められている車両等

イ 道路維持作業用自動車その他の車両であって、アの用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中のものうち、当該用務に従事することが明らかなもの。

(例) 道路維持作業用自動車、公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車等

ウ ア又はイに規定する用務に使用中であるが、ア及びイに掲げる車両のいずれにも該当しないものうち、公安委員会から交付を受けた駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章(以下「標章」という。)を掲出しているもの。

(例) 医師が緊急往診に使用中の車両、専ら郵便法(昭和22年法律第1

65号)に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両等

エ 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両で標章を掲出しているもの及び患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって当該輸送に使用中であり、かつ、標章を掲出しているもの。

(例)歩行が困難な身体障害者本人が使用中の車両、患者輸送車、車いす移動車等

## (2) 標章交付の在り方

### ア 交付対象

(ア)(1)ア又はイに規定する用務に使用中であるが、(1)ア及びイに掲げる車両のいずれにも該当しないもの並びに(1)エに規定する「患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両」

これらの対象車両については、車両番号を特定し、車両ごとに標章を交付するものとする。

(イ)(1)エに規定する「身体障害者等で歩行が困難な者」が使用中の車両

これらの車両に掲出するための標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとする。この場合、(1)エに規定する「身体障害者等で歩行が困難な者」とは、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(昭和45年3月31日付け自治府第31号)及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平成9年3月27日付け障第125号)に示された税の減免の対象等にかんがみ、原則として、次に掲げる者をいうものとする。

a 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの。

b 療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの。

c 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限る。)の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの。

d 小児慢性特定疾患児手帳(色素性乾皮症患者に限る。)の交付を

受けている者

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1級から2級までの各級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級までの各級	—

イ 有効期間

3年以内とすることを原則とする。

ウ 記載事項

別添の参考例参照。

2 駐車許可の在り方の見直し

(1) 適切な審査の実施

局長通達の記2(2)アに規定する駐車許可の審査の要領を例示すれば、次のとおりである。

ア 申請日時

次のいずれにも該当する日時であること。

- (ア) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。イ（イ）において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。
- (イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ 申請場所

次のいずれにも該当する場所であること。

- (ア) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
- (イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ウ 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (ア) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
- (イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
- (ウ) 道路交通法第77条（道路の使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

エ 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- (ア) 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
- (イ) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね300メートル以内で都道府県公安委員会が定める距離の範囲内

(2) 審査の迅速化及び許可手続の合理化

ア 局長通達の記2(2)イに規定する審査の迅速化は、管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況及び道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例を蓄積し、その事例を基にして行うものとする。この場合において、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域及び重点路線の考え方との整合性の確保についても留意すること。

また、引越して申請者が遠隔地に所在する場合等について、事前相談の受付等により、審査の迅速化を図るように配慮すること。

イ 局長通達の記2(2)ウに規定する許可手続の合理化に当たっては、掲出された許可証により、駐車許可の日時、場所及び用務が容易に確認

することができるよう配慮すること。

(3) 道路使用許可との関係

駐車許可と道路使用許可との関係については、例えば、引越しに伴う駐車であって、当該引越しのための貨物の積卸し自体が他の一般交通に支障を及ぼすものではなく、交通の支障となっているのは駐車車両のみであると認められる場合で、当該駐車車両の移動が容易であり直ちに交通の支障が解消できるものについては、駐車許可の対象になると考えられる。

他方、引越しのための駐車であってもクレーンを用いた貨物の積卸しを行う場合、高所作業車を用いた高所作業やレントゲン車を用いた健康診断の場合等、当該駐車車両を車両としてではなく、作業の用具として使用する行為が伴う場合は、当該車両を直ちに移動することができず、道路への車両の固着性が認められることから、道路使用の要許可行為（道路における作業）に該当し、駐車許可ではなく道路使用許可の対象として許可の是非を判断すべきものである。

3 駐車規制の見直しの継続

(1) 地域住民等の合意に基づく要望への積極的対応

局長通達の記3(1)に示された駐車規制の緩和に係る要望意見であって、地域住民等の合意に基づき具体的な道路の部分特定して行われるものとは、例えば、業界団体や商工会議所等からの要望意見であって、当該部分の沿道の自治会の同意が取り付けられているもの等、関係者の合意が形成されていると認められるものをいう。

(2) 物流の必要性への配慮

局長通達の記3(2)に示された物流の必要性について配慮した駐車規制の見直しとは、次に例示するような駐車規制を実施することをいう。

ア 対象道路

駐車違反を防止するための運送事業者や荷受先の自助努力によってもなお貨物自動車は路上に駐車をすることがやむを得ないと認められる次のいずれかに該当する道路の部分（交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する道路の部分及び無余地駐車になる道路の部分を除く。）

(ア) 大規模集合住宅、中高層建物等の施設であって、当該施設内での貨物の集配のため相当な時間を要し、かつ、当該施設又はその直近の場所に駐車場所を確保することができない場合における当該施設の直近の道路の部分

(イ) 住宅、商店、事務所等が密集する市街地等であって、貨物自動車が行き止まりになる道路の部分又は地域における貨物の集配のため相当な時間を要し、かつ、当該道路の部分又は地域の直近の場所に駐車場所を確保することができない場合における当該道路の部分又は地域の直近の道路の部分

(ウ) 住宅、商店、事務所等が密集する市街地等であって、短い道路の部分又は狭い地域に貨物の集配先が集中しており、貨物自動車の分散的

な駐車より、一定の道路の部分での集中的な駐車の方が望ましいと認められ、かつ、当該地域の直近の場所に駐車場所を確保することができない場合における当該地域の直近の道路の部分

イ 対象

貨物自動車（大型貨物自動車が駐車することが交通に支障がある場合にあつては、普通貨物自動車）。

ウ 時間

終日又は必要な時間

エ 補助標識の表示

補助標識の用い方を示す車両の種類、略称、「貨物を積卸し中の貨物（車）を除く」等（なお、「貨物の積卸し」には、放置駐車は含まれないことに留意すること。）。

4 標章又は駐車許可証の不正使用事案等への厳正な対処

局長通達の記4に規定する標章又は駐車許可証（以下「標章等」という。）の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、標章等が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。また、駐車苦情の取扱い等の状況を整理し、標章等の不正使用事案の端緒把握に努めること。

別添

標章表面の様式例

<u>駐車禁止除外指定車</u>	番 号 第 号
	発行日 平成 年 月 日
<b>使用中</b>	
<u>車両番号</u>	1
	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	2
<u>運転者の連絡先/用務先</u>	3
別紙のとおり	4
有効期限 平成 年 月 日 まで	
公安委員会	印

- 1 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者使用中」と記載する。この他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。
- 2 あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する。（特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。）
- 3 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該記載を二重線で抹消する。
- 4 当該車両の移動が必要となるためのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させる。

### 注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）

法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

法人については当該法人の所在地及び担当所属を記載する。